

国立大学法人等建物 基準面積算出表

(2024 年度)

目 次

I. 一般事項	1
II. 基準面積算出表	3
(別表 1) 基準面積算出表 [特記基準]	3
i. 国立大学法人	3
ii. 大学共同利用機関法人	8
iii. 独立行政法人国立高等専門学校機構	8
iv. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	10
(別表 2) 基準面積算出表 [統一基準]	11
i. 新営一般庁舎面積算定基準	11
ii. 国家公務員宿舎面積算定基準	17
III. 加算面積対象施設一覧表	18
(別表 3) 加算面積対象施設一覧表	18
〈参考 1〉標準の面積	21
〈参考 2〉文系・理系の区分	23

I. 一般事項

1. 基準面積算出表は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「国立大学法人等」という。）が、設置目的を達成する上で必要となる施設について、建物面積算出基準を定めたものである。

なお、基準面積算出表のうち、事務局施設及び職員宿舎については、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において、各府省庁で共通化することが合理的な基準として決定された「統一基準」を採用する。その他の施設については、施設の特異性から統一基準によりがたい基準として確認された「特記基準」である。

2. 基準面積の取扱い

基準面積は、算出式中の面積内訳により整備建物の各諸室面積等を拘束するものではなく予算上の建物面積を算出するものであって、整備に当たっては、設置目的達成のため、効果的・効率的な整備を行う。

3. 基準面積の算出方法の原則

- (1) 基準面積は、以下の定数を基に本算出表（別表1，別表2）によって、面積区分ごとに算出する。

ア. 高等専門学校及び国立大学の附属学校は、学校ごとの定数

イ. 上記以外は、法人ごとの定数

- (2) 定数とは、建物の基準面積を算出するための基礎となる下記の数値をいう。

ア. 教員数、事務職員数、学生数、病床数、蔵書冊数は、運営費交付金算定の員数とする。ただし、①～⑤の条件を満たす数をもって定数とする。

①教員数は、運営費交付金算定の教員数（専任教員（外国人教員を含む。）、寄附講座教員及び病院教員と、客員講座教員並びに連携講座教員の1/2を対象とし、臨時増募に伴う教員数を除く。）

②学生数は、乗船実習科、研究生、専修生、聴講生、臨時増募に伴う学生を除いた定員（学年進行中の学生数は、完成見込みの数）

③留学生加算がある場合は、定員外の正規生の数（学位取得を目的として学部・研究科等に在籍する留学生数）の過去3か年の最低値を加算する。

④病床数は、医療法に基づき許可を受けた病床の数

⑤事務職員数は、運営費交付金算定上の員数のうち、役員及び本部事務職員の数（学部・大学院、附置研究所、附属病院、附属学校、図書館等の附属施設の事務職員数を除く。）

イ. 学級数は、専攻科、別科、特殊学級の学級数を含み、運営費交付金算定の員数とする。ただし、学年進行中の学級数は、完成見込みの数をもって定数とする。

ウ. 学生寄宿舎、国際交流会館、看護師宿舎、職員宿舎、研究所・研究施設の宿泊施設の収容数（収容定員）は、補助整備により収容する員数とする。

- (3) 職員宿舎の面積の算出は、新築・増築整備を行う場合に適用する。

4. 基準面積算出表にない面積区分等の取扱い

- (1) 基準面積算出表による面積算出が困難な特殊な施設（別表 3）や面積区分の各項目にない施設等の面積は、各定数及び設備機器等により積み上げ、加算面積として算出することを原則とする。
- (2) 大学共同利用機関の面積は、事務局施設（管理部）及び職員宿舎を除き、各定数及び設備機器等により積み上げ、加算面積として算出する。
- (3) 大学改革支援・学位授与機構の面積は、職員宿舎を除き、各定数及び設備機器等により積み上げ、加算面積として算出する。
- (4) 事務局施設（管理部）の面積の算出は、定数及び別表 2 から算出する基準面積と、必要に応じて定数及び別表 2 から算出する加算面積により構成し算出する。

5. 端数処理等

面積の単位は、平方メートル（㎡）とする。なお、計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、四捨五入して整数とする。

Ⅱ. 基準面積算出表

【別表 1 基準面積算出表〔特記基準〕】

i. 国立大学法人

面積区分	基準面積	備考
01 大学教育・研究施設	①学部・大学院 $(111Pr_1+64Pr_2)+(44A_1+17A_2)+(35D_1+14D_2)+ (29M_1+9M_2)+(17S_1+6S_2) \text{ m}^2$ ②共通(共通教育・一般教養) 理系 $\Sigma [(0.21Lg_1+0.68) \times Pg_1] \text{ m}^2$ 文系 $\Sigma [(0.11Lg_2+0.68) \times Pg_2] \text{ m}^2$ ③学部・大学院管理部 $4 \times (P_1 + P_2) / 10 + 780 \text{ m}^2$ ④附置研究所 $(214PN_1+254PN_2+352PN_3+153PN_4)+ (17AN_1+44AN_2+44AN_3+17AN_4) \text{ m}^2$ 全国共同利用加算$(29PN_1+34PN_2+44PN_3+24PN_4) \text{ m}^2$ ⑤その他の教育研究施設 $(153PN_1+190PN_2+271PN_3+113PN_4)+ (17AN_1+44AN_2+44AN_3+17AN_4) \text{ m}^2$ 全国共同利用加算$(29PN_1+34PN_2+44PN_3+24PN_4) \text{ m}^2$ ⑥歯科衛生士学校・歯科技工士学校 $265Z_8+265Z_9 \text{ m}^2$	Pr₁:理系の教授, 准教授, 講師数 Pr₂:文系の教授, 准教授, 講師数 A₁:理系の助教及び助手数(病院教員数を含む) A₂:文系の助教及び助手数 D₁:理科系の博士課程大学院生数(完成定員) D₂:文科系の博士課程大学院生数(完成定員) M₁:理科系の修士課程大学院生数(完成定員) M₂:文科系の修士課程大学院生数(完成定員) S₁:理科系の学部等(3年生以上)学生数(完成定員) S₂:文科系の学部等(3年生以上)学生数(完成定員) Pg₁:理科系の学部等(2年生以下)学生数(入学定員) Pg₂:文科系の学部等(2年生以下)学生数(入学定員) P₁:D₁+D₂+M₁+M₂+S₁+S₂の計 P₂:(Pg₁+Pg₂)×2 Lg₁:理系の一般教育卒業要件単位数 Lg₂:文科系の一般教育卒業要件単位数 ※第2部(夜間部)の定数は, 共通教育・一般教養は0, その他は0.5を乗じる。 ※夜間主コースの定数は, 共通教育・一般教養は0.4を乗じる。 ※共通教育・一般教養の面積は, 理系・文系ごと, 卒業要件単位数ごとに算出する。 ※共通教育単位数は, 全学を対象として開講されている科目に対応する卒業要件単位数とし, 原則として, 各大学で共通教育・一般教育科目と定めている単位数とする。 PN₁:数学, 理論物理学, 統計学, 考古学的研究を行う教授, 准教授, 講師数 PN₂:PN₁以外の理・医・農学的研究を行う教授, 准教授, 講師数 PN₃:工学的研究を行う教授, 准教授, 講師数 PN₄:PN₁以外の人文・社会学系研究を行う教授, 准教授, 講師数 AN₁:数学, 理論物理学, 統計学, 考古学的研究を行う助教及び助手数 AN₂:AN₁以外の理・医・農学的研究を行う助教及び助手数 AN₃:工学的研究を行う助教及び助手数 AN₄:AN₁以外の人文・社会学系研究を行う助教及び助手数 Z₈:歯科衛生士学校の学級数 Z₉:歯科技工士学校の学級数 ※その他の教育研究施設は, 学則に規定されたものに限る。 ※全国共同利用加算は, 当該施設の研究目的と同一分野の研究に従事する他の国立大学の教員その他の者に利用させるものとして設置している場合, 加算することができる。
02 大学図書館	①大学図書館 $1U+2G+5.3(1.5R-0.1U-0.16G)+600+0.3U+0.2G+170 \text{ m}^2$	U:学部等学生数{S₁+S₂+(Pg₁+Pg₂)×2} G:大学院生数(D₁+D₂+M₁+M₂) R:全蔵書冊数(単位千冊) ※()内が負数となる場合は0。また, ()内の算定結果に小数未満の端数が生じた場合は, 小数点第1位で四捨五入。

03 大 学 体 育 施 設	①大学屋内運動場 学生数 ≤ 600 人 $1,460 \text{ m}^2$ $\leq 1,200$ 人 $1,840 \text{ m}^2$ $\leq 1,800$ 人 $2,220 \text{ m}^2$ $\leq 2,400$ 人 $2,800 \text{ m}^2$ $\leq 3,000$ 人 $3,180 \text{ m}^2$ $\leq 3,600$ 人 $3,750 \text{ m}^2$ $\leq 4,200$ 人 $4,110 \text{ m}^2$ $\geq 4,201$ 人 $4,110 \text{ m}^2$ $+600$ 人増すごとに 300 m^2	学生数: $P_2+(P_1 \times 1/2)+((P_1 \text{ のうち教員養成を主とした教育学部(関連大学院, 専攻科を含む)の完成定員}) \times 1/2)$
04 大 学 支 援 施 設	①研究者交流施設 教員数 ≤ 400 人 930 m^2 ≤ 800 人 $1,430 \text{ m}^2$ $\leq 1,200$ 人 $2,090 \text{ m}^2$ $\leq 1,600$ 人 $2,520 \text{ m}^2$ $\geq 1,601$ 人 $2,890 \text{ m}^2$ ②大学福利施設 学生数 $\leq 1,000$ 人 $3/4 \times (P_1+P_2)+370 \text{ m}^2$ $\leq 2,000$ 人 $7/10 \times (P_1+P_2)+420 \text{ m}^2$ $\leq 3,000$ 人 $13/20 \times (P_1+P_2)+520 \text{ m}^2$ $\leq 4,000$ 人 $6/10 \times (P_1+P_2)+670 \text{ m}^2$ $\leq 5,000$ 人 $11/20 \times (P_1+P_2)+870 \text{ m}^2$ $\geq 5,001$ 人 $1/2 \times (P_1+P_2)+1,120 \text{ m}^2$ ③大学保健管理施設 学生数 $\leq 2,000$ 人 $1/10 \times (P_1+P_2)+120 \text{ m}^2$ $\leq 3,600$ 人 $3/40 \times (P_1+P_2)+170 \text{ m}^2$ $\leq 5,000$ 人 $1/20 \times (P_1+P_2)+260 \text{ m}^2$ $\geq 5,001$ 人 $1/40 \times (P_1+P_2)+385 \text{ m}^2$ ④大学課外活動施設 学生数 $\leq 1,000$ 人 $6/10 \times (P_1+P_2) \text{ m}^2$ $\leq 2,000$ 人 $11/20 \times (P_1+P_2)+50 \text{ m}^2$ $\leq 3,000$ 人 $9/20 \times (P_1+P_2)+250 \text{ m}^2$ $\leq 4,000$ 人 $4/10 \times (P_1+P_2)+400 \text{ m}^2$ $\leq 5,000$ 人 $7/20 \times (P_1+P_2)+600 \text{ m}^2$ $\geq 5,001$ 人 $3/20 \times (P_1+P_2)+1,600 \text{ m}^2$	教員数($Pr_1+Pr_2+PN_1+PN_2+PN_3+PN_4$) $+ (A_1+A_2+AN_1+AN_2+AN_3+AN_4)$ 学生数(P_1+P_2) ※学生数は 200 人区切りとし, 200 人未満の端数は切上げ。 学生数(P_1+P_2) ※学生数は 200 人区切りとし, 200 人未満の端数は切上げ。 学生数(P_1+P_2) ※学生数は 200 人区切りとし, 200 人未満の端数は切上げ。
05 大 学 宿 泊 施 設	①国際交流会館 $21p_1+24p_2+48p_3+48p_4+66p_5+66p_6 \text{ m}^2$ (全館共用部分加算) 收容定員 ≤ 20 人 120 m^2 ≥ 21 人 $2p+80 \text{ m}^2$ ②外国人教師宿泊施設 $72p_7+90p_8 \text{ m}^2$	p:收容定員 ($p_1+p_2+p_3+p_4+p_5+p_6$) p_1:留学生単身收容定員 p_2:外国人研究者単身收容定員 p_3:夫婦收容定員(留学生) p_4:夫婦收容定員(外国人研究者) p_5:家族收容定員(留学生) p_6:家族收容定員(外国人研究者) ※全館共用部分加算の收容定員は 10 人区切りとし, 10 人未満の端数は切上げ。 p_7:夫婦收容定員(外国人教師) p_8:家族收容定員(外国人教師)

	③学生寄宿舍 $18p_9+40p_{10}+52p_{11}$ m² ④学生寄宿舍(混住型) $21(p_1+p_9)+48(p_3+p_{10})+66(p_5+p_{11})$ m² (全館共用部分加算) 収容定員 ≤20 人 120 m² ≥21 人 $2p'+80$ m² ⑤短期学生宿舎 収容定員 ≤70 人 $11p_{12}+40$ m² ≥71 人 $10p_{12}+110$ m² ⑥職員宿舎 別表2の基準面積算出表(国家公務員宿舎面積算定基準)による。	p_9: 単身収容定員(学生) p_{10}: 夫婦収容定員(学生) p_{11}: 家族収容定員(学生) p': 収容定員($p_1+p_3+p_5$) p_1: 留学生単身収容定員 p_3: 夫婦収容定員(留学生) p_5: 家族収容定員(留学生) p_9: 単身収容定員(学生) p_{10}: 夫婦収容定員(学生) p_{11}: 家族収容定員(学生) ※全館共用部分加算の収容定員は10人区切りとし、10人未満の端数は切上げ。 p_{12}: 収容定員 ※短期学生宿舎の収容定員は10人区切りとし、10人未満の端数は切上げ。 ア. 1戸当たり面積は、専用面積に設置形態により異なる共用部分面積、寒冷地加算面積(対象地域のみ)を加算する。 イ. 専用物置、自転車置場の面積は1戸当たり面積には加算しない。 ※法人化承継宿舎については、保有面積をもって必要面積とする。
06 附 属 学 校	①附属高校 学級数(Z_1) $6cl$ 4,380 m² $9cl$ 5,860 m² $12cl$ 7,340 m² $15cl$ 8,290 m² $18cl$ 9,240 m² $\geq 19cl$ $9,240+493(Z_1-18)$ m² ②附属高校屋内運動場 学級数(Z_1) ≤14cl 2,000 m² ≥15cl 2,680 m² ③附属中学校 学級数(Z_2) $6cl$ 3,650 m²(加算 30 m²) $9cl$ 4,800 m²(加算 60 m²) $12cl$ 5,940 m²(加算 90 m²) $15cl$ 6,530 m²(加算 110 m²) $18cl$ 7,110 m²(加算 120 m²) $21cl$ 7,900 m²(加算 200 m²) $24cl$ 8,680 m²(加算 270 m²) ④附属中学校屋内運動場 学級数(Z_2) ≤17cl 1,520 m² ≥18cl 1,880 m² ⑤附属小学校 学級数(Z_3) $6cl$ 2,900 m²(加算 100 m²) $9cl$ 3,760 m²(加算 190 m²) $12cl$ 4,620 m²(加算 270 m²)	Z_1: 附属高校の学級数 ※武道場 350 m²を含む。 Z_2: 附属中学校の学級数 ※加算面積は、少人数指導等の実施を目的とし、指導体制が整備された場合に加算。 ※武道場 350 m²を含む。 Z_3: 附属小学校の学級数 ※加算面積は、少人数指導等の実施を目的とし、指導体制が整備された場合に加算。

	15cl 5,320 m²(加算 340 m²) 18cl 6,010 m²(加算 400 m²) 21cl 6,670 m²(加算 490 m²) 24cl 7,320 m²(加算 580 m²) 27cl 7,980 m²(加算 690 m²) ⑥附属小学校屋内運動場 学級数(Z₃) ≤ 10cl 920 m² ≤ 15cl 970 m² ≥ 16cl 1,270 m² ⑦附属幼稚園 学級数(Z₄) 1cl 330 m² 2cl 561 m² 3cl 792 m² 4cl 975 m² 5cl 1,158 m² 6cl 1,341 m² 7cl 1,530 m² 8cl 1,720 m² ≥ 9cl 1,911 + 182(Z₄-9) m² ⑧附属特別支援学校(⑨, ⑩以外) 4,790 + 245(Z₅-9) m² ⑨附属特別支援学校(視覚障害者である児童等に対する教育を行う場合) 学級数(Z₆) ≤ 17cl 6,010 + 165(Z₆-18) m² ≤ 26cl 6,010 + 260(Z₆-18) m² ≥ 27cl 8,340 + 134(Z₆-27) m² ⑩附属特別支援学校(聴覚障害者である児童等に対する教育を行う場合) 学級数(Z₇) ≤ 17cl 5,800 + 210(Z₇-18) m² ≤ 26cl 5,800 + 255(Z₇-18) m² ≥ 27cl 8,090 + 134(Z₇-27) m² ⑪附属特別支援学校屋内運動場 1,060 m² ⑫附属特別支援学校寄宿舎 収容定員 ≤ 40 人 39p₁₆+ 80 m² ≤ 70 人 30p₁₆+380 m² ≥ 71 人 28p₁₆+480 m² ⑬附属学校給食施設 厨房加算 学級数(Z_{2~7}) ≤ 5cl 110 m² ≤ 10cl 140 m² ≤ 15cl 170 m² ≤ 22cl 200 m² ≤ 30cl 230 m² ≥ 31cl 245 m² + 8cl 増すごとに 15 m²	Z₄: 附属幼稚園の学級数 Z₅: 附属特別支援学校の学級数 Z₆: 視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の学級数 Z₇: 聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の学級数 p₁₆: 附属特別支援学校寄宿舎収容定員 ※学校給食を実施している場合に加算。(ミルク給食は除く) ※面積は学校ごとに算出。ただし、併設校の場合は、合計学級数で算出。
--	---	--

	中央食堂加算 学級数($Z_{2\sim 7}$)≤ 5cl 150 m² ≤ 10cl 270 m² ≤ 15cl 390 m² ≤ 20cl 510 m² ≤ 25cl 630 m² ≤ 30cl 750 m² ≥ 31cl 870 m² +5cl 増すごとに 120 m²	
07 附 属 病 院	①医学部附属病院・研究所附属病院 $50B_1+11P_1+20D_1+1,560$ m² 個室率加算 個室率$>15\%$ +1%増すごとに $0.2B_1$ m² 特殊病床加算 (ICU 等) $48B_2$ m² (HCU 等) $18B_3$ m² ②歯学部附属病院 $139B_4+4.7P_2+20D_2+2,900$ m² 個室率加算 個室率$>15\%$ +1%増すごとに $0.2B_4$ m² ③看護職員宿舎 $36p_{13}+10p_{14}+20p_{15}$ m²	B_1: 医病病床数 P_1: 医病1日平均外来患者数 D_1: 医病医員(研修医)数 B_2: ICU等病床数 B_3: HCU等病床数 B_4: 歯病病床数 P_2: 歯病1日平均外来患者数 D_2: 歯病医員(歯科研修医)数 p_{13}: 収容定員 p_{14}: 看護師長数(p_{13}の内数) p_{15}: 総看護師長, 副総看護師長数(p_{13}の内数)
08 大 学 管 理 施 設	①大学事務局施設 別表2の基準面積算出表(新営一般庁舎面積算 定基準)による。 ②大学講堂 学生数 $\leq 1,300$ 人 950 m² $\geq 1,301$ 人 $1/2 \times (P_1+P_2)+300$ m²	ア. 執務面積の換算人員表は, 地方大官庁地 方ブロック単位を適用する。 なお, 換算人員表にない役員級は局長級と 同率とする。 イ. 面積を積算することができる所要室は以下 により, 基準面積として算出する。 役員事務室, 一般事務室及び応接室 ウ. 必要に応じ面積を積算することができる所 要室は以下により, 加算面積として算出する。 会議室, 倉庫, 湯沸室, 便所, 洗面所, 電話 交換室, 宿直室, 印刷室, 休憩室, その他必 要と認められる室並びに付随する玄関・広 間・廊下・階段室等(全体面積の 35%) 学生数: (P_1+P_2) ※学生数は 100 人区切りとし, 100 人未満の端数は切上げ。
09 大 学 設 備 室 等	—	—

ii. 大学共同利用機関法人

面積区分	基準面積	備考
21 共同利用機関研究施設	—	—
22 共同利用機関図書館	—	—
23 共同利用機関支援施設	—	—
24 共同利用機関宿泊施設	①職員宿舍 別表2の基準面積算出表(国家公務員宿舍面積算定基準)による。	ア. 1戸当たり面積は、専用面積に設置形態により異なる共用部分面積、寒冷地加算面積(対象地域のみ)を加算する。 イ. 専用物置、自転車置場の面積は1戸当たり面積には加算しない。 ※法人化承継宿舍については、保有面積をもって必要面積とする。
25 共同利用機関管理施設	①管理部 別表2の基準面積算出表(新営一般庁舎面積算定基準)による。	ア. 執務面積の換算人員表は、地方大官庁地方ブロック単位を適用する。 なお、換算人員表にない役員級は局長級と同率とする。 イ. 面積を積算することができる所要室は以下により、基準面積として算出する。 役員事務室、一般事務室及び応接室 ウ. 必要に応じ面積を積算することができる所要室は以下により、加算面積として算出する。 会議室、倉庫、湯沸室、便所、洗面所、電話交換室、宿直室、印刷室、休憩室、その他必要と認められる室並びに付随する玄関・広間・廊下・階段室等(全体面積の35%)
26 共同利用機関設備室等	—	—

iii. 国立高等専門学校機構

面積区分	基準面積	備考
31 高専教育・研究施設	①高専校舎 共通 学級数(Z_{10}) 10cl 2,900 m^2 15cl 3,640 m^2 20cl 4,620 m^2 25cl 5,430 m^2 30cl 6,400 m^2 35cl 7,180 m^2	Z_{10} : 高等専門学校の専攻科を除く学級数 ※経営情報系学科とは、経営情報学科、コミュニケーション情報学科、国際流通学科とする。

	加算(1学科当たり) 機械工学系学科 2,550 m² 商船学科 2,550 m² その他工学系学科 1,890 m² 経営情報系学科 1,490 m² 専攻科 学生数(P₃) 24人 720 m² 32人 940 m² 40人 1,160 m² +8人増すごとに 230 m²加算	※当面は法人化(平成16年4月1日)時点の学科数とする。 P₃:専攻科の学生数(完成定員)
32 高 専 図 書 館	①高専図書館 1,600 m ²	
33 高 専 体 育 施 設	①高専屋内運動場 2,100 m ²	
34 高 専 支 援 施 設	①高専福利厚生施設 (203/200) × (P ₃ +P ₄) + 490 m ²	P ₄ :学科の学生数(完成定員)
35 高 専 宿 泊 施 設	①高専寄宿舍 18p₁₆ m² ②高専寄宿舍(混住型) 21(p₁₆+p₁₇)m² (全館共用部分加算) 収容定員 ≤20人 120 m² ≥21人 2p₁₇+80 m² ③職員宿舍 別表2の基準面積算出表(国家公務員宿舍面積算定基準)による。	p₁₆:収容定員(学生) p₁₇:留学生単身収容定員 ※全館共用部分加算の収容定員は10人区切りとし、10人未満の端数は切上げ。 ア. 1戸当たり面積は、専用面積に設置形態により異なる共用部分面積、寒冷地加算面積(対象地域のみ)を加算する。 イ. 専用物置、自転車置場の面積は1戸当たり面積には加算しない。 ※法人化承継宿舍については、保有面積をもって必要面積とする。
36 高 専 管 理 施 設	①管理部 別表2の基準面積算出表(新営一般庁舎面積算定基準)による。	ア. 執務面積の換算人員表は、地方大官庁地方ブロック単位を適用する。 なお、換算人員表にない役員級(校長を含む)は局長級と同率とする。 イ. 面積を積算することができる所要室は以下により、基準面積として算出する。 一般事務室及び応接室 ウ. 必要に応じ面積を積算することができる所要室は以下により、加算面積として算出する。 会議室、倉庫、湯沸室、便所、洗面所、電話交換室、宿直室、印刷室、休憩室、その他必要と認められる室並びに付随する玄関・広間・廊下・階段室等(全体面積の35%)

37 高 専 設 備 室 等	—	—
38 高 専 法 人 本 部	①高専法人本部 別表 2 の基準面積算出表（新営一般庁舎面積算定基準）による。	ア．執務面積の換算人員表は，地方大官庁地方ブロック単位を適用する。 なお，換算人員表にない役員級は局長級と同率とする。 イ．面積を積算することができる所要室は以下により，基準面積として算出する。 役員事務室，一般事務室及び応接室 ウ．必要に応じ面積を積算することができる所要室は以下により，加算面積として算出する。 会議室，倉庫，湯沸室，便所，洗面所，電話交換室，宿直室，印刷室，休憩室，その他必要と認められる室並びに付随する玄関・広間・廊下・階段室等（全体面積の 35%）

iv. 大学改革支援・学位授与機構

面積区分	基準面積	備考
41 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構	①職員宿舎 別表 2 の基準面積算出表（国家公務員宿舎面積算定基準）による。	ア．1戸当たり面積は，専用面積に設置形態により異なる共用部分面積，寒冷地加算面積（対象地域のみ）を加算する。 イ．専用物置，自転車置場の面積は1戸当たり面積には加算しない。 ※法人化承継宿舎については，保有面積をもって必要面積とする。

【別表 2 基準面積算出表〔統一基準〕】

i .新宮一般庁舎面積算定基準

新宮一般庁舎面積算定基準

補足事項

原則として、一般庁舎の面積算定にあたっては、新営一般庁舎面積算定基準（以下「基準」という。）により算出する。ただし、以下に掲げる補正を行う。

1. 事務室、会議室の面積は、基準の10%増で算出する。

但し、事務室及び会議室にスライドして計算される倉庫及び交通部分については、10%増前の面積によるものとする。

2. 合同庁舎において第1次出先機関が入居する庁舎の事務室は、4.0平方メートル×換算人員で算出する。

3. 中央官庁において上級室（部長級以上）を整備する場合には、4.0平方メートル×換算人員を原則とする。

上級室以外の事務室は5.0平方メートル×換算人員で算出する。

注）換算人員とは、執務人員及び職階に応じて下記の換算率によって算出された数
をいう。

また、中央省庁再編に伴い下記のとおり事務室を追加、改定する。

区 分	大 臣 級	副 大 臣 級	大 臣 政 務 官 級	次 官 級
換算率	30	20	18	18

注）・大臣級には、便所、洗面を設置する。

・副大臣級、大臣政務官級、次官級には洗面を設置する。

区 分	室 名	摘 要																																														
1. 敷地面積		建築面積の木造の場合4倍、耐火造の場合2. 5倍を標準とする。																																														
2. 執務面積	事 務 室 一般事務室及び 応 接 室	3. 3平方メートル×換算人員 (注) 換算人員とは、執務人員及び職階に応じて下記の換算率によって算出された数をいう。 1. 中央官衙（省庁） <table><tr><td>区 分</td><td>大 臣 級</td><td>次 官 級</td><td>局 長 級</td><td>次 長 級</td><td>部 長 級</td><td>課 長 級</td><td>補 佐 級</td><td>係 長 級</td><td>一 般 級</td></tr><tr><td>換算率</td><td>30</td><td>20</td><td>15</td><td>12</td><td>12</td><td>5</td><td>2.5</td><td>1.8</td><td>1</td></tr></table> 2. 地方大官庁（局）地方ブロック単位 <table><tr><td>区 分</td><td>局 長 級</td><td>次 部 長 級</td><td>課 長 級</td><td>補 佐 級</td><td>係 長 級</td><td>一 般 級</td></tr><tr><td>換算率</td><td>18</td><td>9</td><td>5</td><td>2.5</td><td>1.8</td><td>1</td></tr></table> 3. 地方小官署（署、所）県単位以下 <table><tr><td>区 分</td><td>所 署 長 級</td><td>課 長 級</td><td>補 佐 級</td><td>係 長 級</td><td>一 般 級</td></tr><tr><td>換算率</td><td>10-6</td><td>2.5</td><td>1.8</td><td>1.8</td><td>1.0</td></tr></table> (注) 1. 換算人員の算出に当たって、 (a) 事務室内に定位置をもたないものは含まない。 (b) 製図者に対する換算率は、1. 7とする。 2. 裁判所及び検察庁における判事室、検事室は、別途に面積基準を定める。 3. 上記以外の特別な職員に対する換算人員は、実状に応じて算出する。	区 分	大 臣 級	次 官 級	局 長 級	次 長 級	部 長 級	課 長 級	補 佐 級	係 長 級	一 般 級	換算率	30	20	15	12	12	5	2.5	1.8	1	区 分	局 長 級	次 部 長 級	課 長 級	補 佐 級	係 長 級	一 般 級	換算率	18	9	5	2.5	1.8	1	区 分	所 署 長 級	課 長 級	補 佐 級	係 長 級	一 般 級	換算率	10-6	2.5	1.8	1.8	1.0
区 分	大 臣 級	次 官 級	局 長 級	次 長 級	部 長 級	課 長 級	補 佐 級	係 長 級	一 般 級																																							
換算率	30	20	15	12	12	5	2.5	1.8	1																																							
区 分	局 長 級	次 部 長 級	課 長 級	補 佐 級	係 長 級	一 般 級																																										
換算率	18	9	5	2.5	1.8	1																																										
区 分	所 署 長 級	課 長 級	補 佐 級	係 長 級	一 般 級																																											
換算率	10-6	2.5	1.8	1.8	1.0																																											
3. 付属面積	会 議 室 電 話 交 換 室 (交換手休憩室、 電池室その他の 所要付属室を含 む。)	大、中、小会議室は、職員100人当たり40平方メートルとし、10人増すごとに4平方メートル増加する。ただし、官庁の特殊性により上記により難しい場合は、別途算出する。 <table><tr><td>換算人員</td><td>回 線 数</td><td>交 換 機 の 型 式</td><td>所要面積 (㎡)</td></tr><tr><td>80</td><td>20以下</td><td>ボタン電話装置</td><td>—</td></tr><tr><td>120 160 240</td><td>30 40 60</td><td>クロクバー簡易キャビネット型中継台式</td><td>36</td></tr><tr><td>320 400</td><td>80 100</td><td>クロスバーキャビネット型中継台式</td><td>40</td></tr><tr><td>600 800</td><td>150 200</td><td>〃</td><td>68</td></tr><tr><td>1,000 1,200</td><td>250 300</td><td>〃</td><td>94</td></tr><tr><td>1,200 1,600 2,400 3,200 4,000 4,800 5,600</td><td>300 400 600 800 1,000 1,200 1,400</td><td>クロスバー架形中継台式 〃 〃 クロスバー架形中継台式 〃 〃 〃</td><td>120 155 220 284 347 409 470</td></tr></table> (注) 庁務の性質により上記により難しい場合は実状に応じて回線数を増減する。	換算人員	回 線 数	交 換 機 の 型 式	所要面積 (㎡)	80	20以下	ボタン電話装置	—	120 160 240	30 40 60	クロクバー簡易キャビネット型中継台式	36	320 400	80 100	クロスバーキャビネット型中継台式	40	600 800	150 200	〃	68	1,000 1,200	250 300	〃	94	1,200 1,600 2,400 3,200 4,000 4,800 5,600	300 400 600 800 1,000 1,200 1,400	クロスバー架形中継台式 〃 〃 クロスバー架形中継台式 〃 〃 〃	120 155 220 284 347 409 470																		
換算人員	回 線 数	交 換 機 の 型 式	所要面積 (㎡)																																													
80	20以下	ボタン電話装置	—																																													
120 160 240	30 40 60	クロクバー簡易キャビネット型中継台式	36																																													
320 400	80 100	クロスバーキャビネット型中継台式	40																																													
600 800	150 200	〃	68																																													
1,000 1,200	250 300	〃	94																																													
1,200 1,600 2,400 3,200 4,000 4,800 5,600	300 400 600 800 1,000 1,200 1,400	クロスバー架形中継台式 〃 〃 クロスバー架形中継台式 〃 〃 〃	120 155 220 284 347 409 470																																													

区 分	室 名	摘 要																																																			
	倉 庫	事務室面積の１３％とする。台帳倉庫等特に業務上必要なものは、別途計上する。																																																			
	宿 直 室 (押入れ、踏込共)	１人まで１０平方メートル（３坪）とし、１人増すごとに３．３平方メートル（１坪）を加算する。																																																			
	庁 務 員 室 (押入れ、踏込共)	１人まで１０平方メートル（３坪）とし、１人増すごとに１．６５平方メートル（０．５坪）を加算する。																																																			
	湯 沸 室	６．５平方メートル（２坪）～１３平方メートル（４坪）を標準とする。 (注) 耐火構造で高層の場合は、別途算出する。																																																			
	受付及び巡視溜	１．６５平方メートル（０．５坪）×（人数×１／３）を標準とし、６．５平方メートル（２坪）を最小とする。																																																			
	便所及び洗面所 (改 定)	<table><tr><th>全職員数</th><th>所要面積（㎡）</th></tr><tr><td>２５人未満</td><td>２６</td></tr><tr><td>２５人以上</td><td>３５</td></tr><tr><td>５０ "</td><td>４０</td></tr><tr><td>１００ "</td><td>４６</td></tr><tr><td>１５０ "</td><td>１人当たり０．３２平方メートル</td></tr></table>	全職員数	所要面積（㎡）	２５人未満	２６	２５人以上	３５	５０ "	４０	１００ "	４６	１５０ "	１人当たり０．３２平方メートル																																							
	全職員数	所要面積（㎡）																																																			
	２５人未満	２６																																																			
	２５人以上	３５																																																			
	５０ "	４０																																																			
１００ "	４６																																																				
１５０ "	１人当たり０．３２平方メートル																																																				
	昭和３６年７月１４日付けの補訂で基準を改訂																																																				
医 務 室 (追 補)	<table><tr><th>全職員数</th><th>所要面積（㎡）</th><th>全職員数</th><th>所要面積（㎡）</th></tr><tr><td>２５人未満</td><td>２２</td><td>６００人以上</td><td>１４０</td></tr><tr><td>２５人以上</td><td>２８</td><td>７００ "</td><td>１４３</td></tr><tr><td>５０ "</td><td>３５</td><td>８００ "</td><td>１４６</td></tr><tr><td>１００ "</td><td>４５</td><td>９００ "</td><td>１４９</td></tr><tr><td>１５０ "</td><td>５５</td><td>１, ０００ "</td><td>１５７</td></tr><tr><td>２００ "</td><td>６５</td><td>１, ５００ "</td><td>１７３</td></tr><tr><td>２５０ "</td><td>７５</td><td>２, ０００ "</td><td>１８８</td></tr><tr><td>３００ "</td><td>８５</td><td>２, ５００ "</td><td>２０３</td></tr><tr><td>３５０ "</td><td>９５</td><td>３, ０００ "</td><td>２１８</td></tr><tr><td>４００ "</td><td>１０５</td><td>３, ５００ "</td><td>２３０</td></tr><tr><td>４５０ "</td><td>１１５</td><td>４, ０００ "</td><td>２３０</td></tr><tr><td>５００ "</td><td>１３０</td><td></td><td></td></tr></table>	全職員数	所要面積（㎡）	全職員数	所要面積（㎡）	２５人未満	２２	６００人以上	１４０	２５人以上	２８	７００ "	１４３	５０ "	３５	８００ "	１４６	１００ "	４５	９００ "	１４９	１５０ "	５５	１, ０００ "	１５７	２００ "	６５	１, ５００ "	１７３	２５０ "	７５	２, ０００ "	１８８	３００ "	８５	２, ５００ "	２０３	３５０ "	９５	３, ０００ "	２１８	４００ "	１０５	３, ５００ "	２３０	４５０ "	１１５	４, ０００ "	２３０	５００ "	１３０		
全職員数	所要面積（㎡）	全職員数	所要面積（㎡）																																																		
２５人未満	２２	６００人以上	１４０																																																		
２５人以上	２８	７００ "	１４３																																																		
５０ "	３５	８００ "	１４６																																																		
１００ "	４５	９００ "	１４９																																																		
１５０ "	５５	１, ０００ "	１５７																																																		
２００ "	６５	１, ５００ "	１７３																																																		
２５０ "	７５	２, ０００ "	１８８																																																		
３００ "	８５	２, ５００ "	２０３																																																		
３５０ "	９５	３, ０００ "	２１８																																																		
４００ "	１０５	３, ５００ "	２３０																																																		
４５０ "	１１５	４, ０００ "	２３０																																																		
５００ "	１３０																																																				
	室名欄の（追補）は、昭和３６年７月１４日付けで追加された基準の補訂案を示す。																																																				
売 店（追補）	全職員１５０人以上に設け、１人当たり０．０８５平方メートルとする。																																																				
食堂及び喫茶室 (追 補)	<table><tr><th>全職員数</th><th>所要面積（㎡）</th><th>全職員数</th><th>所要面積（㎡）</th></tr><tr><td>５０人未満</td><td>０</td><td>６００人以上</td><td>２８０</td></tr><tr><td>５０人以上</td><td>３２</td><td>７００ "</td><td>３１０</td></tr><tr><td>１００ "</td><td>５４</td><td>８００ "</td><td>３３８</td></tr><tr><td>１５０ "</td><td>７５</td><td>９００ "</td><td>３６６</td></tr><tr><td>２００ "</td><td>９７</td><td>１, ０００ "</td><td>４５０</td></tr><tr><td>２５０ "</td><td>１１８</td><td>１, ５００ "</td><td>５９０</td></tr><tr><td>３００ "</td><td>１４０</td><td>２, ０００ "</td><td>７３０</td></tr><tr><td>３５０ "</td><td>１６１</td><td>２, ５００ "</td><td>８７０</td></tr><tr><td>４００ "</td><td>１８３</td><td>３, ０００ "</td><td>１, ０１０</td></tr><tr><td>４５０ "</td><td>２０４</td><td>３, ５００ "</td><td>１, １５０</td></tr><tr><td>５００ "</td><td>２３７</td><td>４, ０００ "</td><td>１, ２９０</td></tr></table>	全職員数	所要面積（㎡）	全職員数	所要面積（㎡）	５０人未満	０	６００人以上	２８０	５０人以上	３２	７００ "	３１０	１００ "	５４	８００ "	３３８	１５０ "	７５	９００ "	３６６	２００ "	９７	１, ０００ "	４５０	２５０ "	１１８	１, ５００ "	５９０	３００ "	１４０	２, ０００ "	７３０	３５０ "	１６１	２, ５００ "	８７０	４００ "	１８３	３, ０００ "	１, ０１０	４５０ "	２０４	３, ５００ "	１, １５０	５００ "	２３７	４, ０００ "	１, ２９０				
全職員数	所要面積（㎡）	全職員数	所要面積（㎡）																																																		
５０人未満	０	６００人以上	２８０																																																		
５０人以上	３２	７００ "	３１０																																																		
１００ "	５４	８００ "	３３８																																																		
１５０ "	７５	９００ "	３６６																																																		
２００ "	９７	１, ０００ "	４５０																																																		
２５０ "	１１８	１, ５００ "	５９０																																																		
３００ "	１４０	２, ０００ "	７３０																																																		
３５０ "	１６１	２, ５００ "	８７０																																																		
４００ "	１８３	３, ０００ "	１, ０１０																																																		
４５０ "	２０４	３, ５００ "	１, １５０																																																		
５００ "	２３７	４, ０００ "	１, ２９０																																																		
理 髪 室 (追 補)	<table><tr><th>全職員数</th><th>所要面積（㎡）</th><th>全職員数</th><th>所要面積（㎡）</th></tr><tr><td>９０未満</td><td>１１</td><td>２, ３８０人以上</td><td>６９</td></tr><tr><td>９０以上</td><td>２１</td><td>２, ７９０ "</td><td>７５</td></tr><tr><td>２９０ "</td><td>３０</td><td>３, １７０ "</td><td>８０</td></tr><tr><td>５３０ "</td><td>３９</td><td>３, ５６０ "</td><td>８５</td></tr><tr><td>８２０ "</td><td>４８</td><td>３, ９２０ "</td><td>９１</td></tr><tr><td>１, ２２０ "</td><td>５５</td><td>４, ３２０ "</td><td>９９</td></tr><tr><td>１, ９７０ "</td><td>６２</td><td>４, ６８０ "</td><td>１０６</td></tr></table>	全職員数	所要面積（㎡）	全職員数	所要面積（㎡）	９０未満	１１	２, ３８０人以上	６９	９０以上	２１	２, ７９０ "	７５	２９０ "	３０	３, １７０ "	８０	５３０ "	３９	３, ５６０ "	８５	８２０ "	４８	３, ９２０ "	９１	１, ２２０ "	５５	４, ３２０ "	９９	１, ９７０ "	６２	４, ６８０ "	１０６																				
全職員数	所要面積（㎡）	全職員数	所要面積（㎡）																																																		
９０未満	１１	２, ３８０人以上	６９																																																		
９０以上	２１	２, ７９０ "	７５																																																		
２９０ "	３０	３, １７０ "	８０																																																		
５３０ "	３９	３, ５６０ "	８５																																																		
８２０ "	４８	３, ９２０ "	９１																																																		
１, ２２０ "	５５	４, ３２０ "	９９																																																		
１, ９７０ "	６２	４, ６８０ "	１０６																																																		

区 分	室 名	摘 要																																																																																																																																																																																																																																				
4. 設備関係面積 (追補)	機 械 室	ここで有効面積とは、2の執務面積と3の付属面積を合計したもので、設備関係面積及び交通部分を含まないものとする。 a) 直接暖房の場合 (単位: m²) <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名 有効面積</th><th>衛 生 関係室</th><th>水槽室</th><th>ボイラ ー 室</th><th>監視室</th><th>エレベ ーター 機械室</th><th>受水槽 排 煙 機械室</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2 0 0 以上</td><td></td><td></td><td>2 0</td><td></td><td></td><td></td><td>2 0</td></tr> <tr><td>5 0 0 "</td><td>1 2</td><td></td><td>2 2</td><td></td><td></td><td></td><td>3 4</td></tr> <tr><td>1, 0 0 0 "</td><td>1 8</td><td></td><td>4 1</td><td></td><td></td><td>1 6</td><td>7 5</td></tr> <tr><td>2, 0 0 0 "</td><td>2 6</td><td>1 8</td><td>6 1</td><td></td><td>1 8</td><td>3 4</td><td>1 5 7</td></tr> <tr><td>3, 0 0 0 "</td><td>3 6</td><td>2 3</td><td>8 3</td><td></td><td>2 7</td><td>4 2</td><td>2 1 1</td></tr> <tr><td>5, 0 0 0 "</td><td>5 1</td><td>3 3</td><td>1 3 7</td><td>3 7</td><td>4 9</td><td>6 4</td><td>3 7 1</td></tr> <tr><td>1 0, 0 0 0 "</td><td>5 8</td><td>4 5</td><td>2 1 5</td><td>5 8</td><td>8 0</td><td>1 0 7</td><td>5 6 3</td></tr> <tr><td>1 5, 0 0 0 "</td><td>6 0</td><td>5 4</td><td>2 9 1</td><td>7 2</td><td>1 1 0</td><td>1 5 3</td><td>7 4 0</td></tr> <tr><td>2 0, 0 0 0 "</td><td>6 1</td><td>6 3</td><td>3 6 8</td><td>8 2</td><td>1 4 1</td><td>2 1 1</td><td>9 2 6</td></tr> <tr><td>(2 5, 0 0 0 未満)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> b) 熱風炉温風暖房の場合 (追加) (単位: m²) <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名 有効面積</th><th>衛 生 関係室</th><th>水槽室</th><th>熱風炉 機械室</th><th>監視室</th><th>エレベ ーター 機械室</th><th>受水槽 排 煙 機械室</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2 0 0 以上</td><td></td><td></td><td>2 0</td><td></td><td></td><td></td><td>2 0</td></tr> <tr><td>5 0 0 "</td><td>1 2</td><td></td><td>2 8</td><td></td><td></td><td></td><td>4 0</td></tr> <tr><td>1, 0 0 0 "</td><td>1 8</td><td></td><td>4 3</td><td></td><td></td><td>1 6</td><td>7 7</td></tr> <tr><td>2, 0 0 0 "</td><td>2 6</td><td>1 8</td><td>7 4</td><td></td><td>1 8</td><td>3 4</td><td>1 7 0</td></tr> </tbody> </table> c) 温風暖房の場合 (単位: m²) <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名 有効面積</th><th>衛生関係室、水槽室、 ボイラー室、監視室、 エレベーター機械室は、 直接暖房の場合に同じ。</th><th>空 調 機 械 室</th><th>受水槽 排 煙 機 械 室</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5 0 0 以上</td><td>3 4</td><td>8 1</td><td></td><td>1 1 5</td></tr> <tr><td>1, 0 0 0 "</td><td>5 9</td><td>9 9</td><td>1 6</td><td>1 7 4</td></tr> <tr><td>2, 0 0 0 "</td><td>1 2 3</td><td>1 2 4</td><td>3 4</td><td>2 8 1</td></tr> <tr><td>3, 0 0 0 "</td><td>1 6 9</td><td>1 6 1</td><td>4 2</td><td>3 7 2</td></tr> <tr><td>5, 0 0 0 "</td><td>3 0 7</td><td>2 4 8</td><td>6 4</td><td>6 1 9</td></tr> <tr><td>1 0, 0 0 0 "</td><td>4 5 6</td><td>3 7 0</td><td>1 0 7</td><td>9 3 3</td></tr> <tr><td>1 5, 0 0 0 "</td><td>5 8 7</td><td>4 9 1</td><td>1 5 3</td><td>1, 2 3 1</td></tr> <tr><td>2 0, 0 0 0 "</td><td>7 1 5</td><td>6 1 2</td><td>2 1 1</td><td>1, 5 3 8</td></tr> <tr><td>(2 5, 0 0 0 未満)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> d) 冷暖房の場合 (一般庁舎) (単位: m²) <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名 有効面積</th><th>衛生関係室、水槽室、ボ イラー室、監視室、エレ ベーター機械室、空調機 械室は、温風暖房の場合 に同じ。</th><th>冷凍機室</th><th>受水槽室 排 煙 機 械 室</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>※ 5 0 0 以上</td><td>1 1 5</td><td>1 1 7</td><td></td><td>2 3 2</td></tr> <tr><td>※ 1, 0 0 0 "</td><td>1 5 8</td><td>1 3 7</td><td>1 6</td><td>3 1 1</td></tr> <tr><td>2, 0 0 0 "</td><td>2 4 7</td><td>1 5 5</td><td>3 4</td><td>4 3 6</td></tr> <tr><td>3, 0 0 0 "</td><td>3 3 0</td><td>1 7 5</td><td>4 2</td><td>5 4 7</td></tr> <tr><td>5, 0 0 0 "</td><td>5 5 5</td><td>2 1 2</td><td>6 4</td><td>8 3 1</td></tr> <tr><td>1 0, 0 0 0 "</td><td>8 2 6</td><td>2 4 9</td><td>1 0 7</td><td>1, 1 8 2</td></tr> <tr><td>1 5, 0 0 0 "</td><td>1, 0 7 8</td><td>2 8 8</td><td>1 5 3</td><td>1, 5 1 9</td></tr> <tr><td>2 0, 0 0 0 "</td><td>1, 3 2 7</td><td>3 2 7</td><td>2 1 1</td><td>1, 8 6 5</td></tr> <tr><td>(2 5, 0 0 0 未満)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (注) ※印の場合は、原則としてe)を用いる。	室名 有効面積	衛 生 関係室	水槽室	ボイラ ー 室	監視室	エレベ ーター 機械室	受水槽 排 煙 機械室	合 計	2 0 0 以上			2 0				2 0	5 0 0 "	1 2		2 2				3 4	1, 0 0 0 "	1 8		4 1			1 6	7 5	2, 0 0 0 "	2 6	1 8	6 1		1 8	3 4	1 5 7	3, 0 0 0 "	3 6	2 3	8 3		2 7	4 2	2 1 1	5, 0 0 0 "	5 1	3 3	1 3 7	3 7	4 9	6 4	3 7 1	1 0, 0 0 0 "	5 8	4 5	2 1 5	5 8	8 0	1 0 7	5 6 3	1 5, 0 0 0 "	6 0	5 4	2 9 1	7 2	1 1 0	1 5 3	7 4 0	2 0, 0 0 0 "	6 1	6 3	3 6 8	8 2	1 4 1	2 1 1	9 2 6	(2 5, 0 0 0 未満)								室名 有効面積	衛 生 関係室	水槽室	熱風炉 機械室	監視室	エレベ ーター 機械室	受水槽 排 煙 機械室	合 計	2 0 0 以上			2 0				2 0	5 0 0 "	1 2		2 8				4 0	1, 0 0 0 "	1 8		4 3			1 6	7 7	2, 0 0 0 "	2 6	1 8	7 4		1 8	3 4	1 7 0	室名 有効面積	衛生関係室、水槽室、 ボイラー室、監視室、 エレベーター機械室は、 直接暖房の場合に同じ。	空 調 機 械 室	受水槽 排 煙 機 械 室	合 計	5 0 0 以上	3 4	8 1		1 1 5	1, 0 0 0 "	5 9	9 9	1 6	1 7 4	2, 0 0 0 "	1 2 3	1 2 4	3 4	2 8 1	3, 0 0 0 "	1 6 9	1 6 1	4 2	3 7 2	5, 0 0 0 "	3 0 7	2 4 8	6 4	6 1 9	1 0, 0 0 0 "	4 5 6	3 7 0	1 0 7	9 3 3	1 5, 0 0 0 "	5 8 7	4 9 1	1 5 3	1, 2 3 1	2 0, 0 0 0 "	7 1 5	6 1 2	2 1 1	1, 5 3 8	(2 5, 0 0 0 未満)					室名 有効面積	衛生関係室、水槽室、ボ イラー室、監視室、エレ ベーター機械室、空調機 械室は、温風暖房の場合 に同じ。	冷凍機室	受水槽室 排 煙 機 械 室	合 計	※ 5 0 0 以上	1 1 5	1 1 7		2 3 2	※ 1, 0 0 0 "	1 5 8	1 3 7	1 6	3 1 1	2, 0 0 0 "	2 4 7	1 5 5	3 4	4 3 6	3, 0 0 0 "	3 3 0	1 7 5	4 2	5 4 7	5, 0 0 0 "	5 5 5	2 1 2	6 4	8 3 1	1 0, 0 0 0 "	8 2 6	2 4 9	1 0 7	1, 1 8 2	1 5, 0 0 0 "	1, 0 7 8	2 8 8	1 5 3	1, 5 1 9	2 0, 0 0 0 "	1, 3 2 7	3 2 7	2 1 1	1, 8 6 5	(2 5, 0 0 0 未満)				
		室名 有効面積	衛 生 関係室	水槽室	ボイラ ー 室	監視室	エレベ ーター 機械室	受水槽 排 煙 機械室	合 計																																																																																																																																																																																																																													
		2 0 0 以上			2 0				2 0																																																																																																																																																																																																																													
		5 0 0 "	1 2		2 2				3 4																																																																																																																																																																																																																													
		1, 0 0 0 "	1 8		4 1			1 6	7 5																																																																																																																																																																																																																													
		2, 0 0 0 "	2 6	1 8	6 1		1 8	3 4	1 5 7																																																																																																																																																																																																																													
		3, 0 0 0 "	3 6	2 3	8 3		2 7	4 2	2 1 1																																																																																																																																																																																																																													
		5, 0 0 0 "	5 1	3 3	1 3 7	3 7	4 9	6 4	3 7 1																																																																																																																																																																																																																													
		1 0, 0 0 0 "	5 8	4 5	2 1 5	5 8	8 0	1 0 7	5 6 3																																																																																																																																																																																																																													
		1 5, 0 0 0 "	6 0	5 4	2 9 1	7 2	1 1 0	1 5 3	7 4 0																																																																																																																																																																																																																													
2 0, 0 0 0 "	6 1	6 3	3 6 8	8 2	1 4 1	2 1 1	9 2 6																																																																																																																																																																																																																															
(2 5, 0 0 0 未満)																																																																																																																																																																																																																																						
室名 有効面積	衛 生 関係室	水槽室	熱風炉 機械室	監視室	エレベ ーター 機械室	受水槽 排 煙 機械室	合 計																																																																																																																																																																																																																															
2 0 0 以上			2 0				2 0																																																																																																																																																																																																																															
5 0 0 "	1 2		2 8				4 0																																																																																																																																																																																																																															
1, 0 0 0 "	1 8		4 3			1 6	7 7																																																																																																																																																																																																																															
2, 0 0 0 "	2 6	1 8	7 4		1 8	3 4	1 7 0																																																																																																																																																																																																																															
室名 有効面積	衛生関係室、水槽室、 ボイラー室、監視室、 エレベーター機械室は、 直接暖房の場合に同じ。	空 調 機 械 室	受水槽 排 煙 機 械 室	合 計																																																																																																																																																																																																																																		
5 0 0 以上	3 4	8 1		1 1 5																																																																																																																																																																																																																																		
1, 0 0 0 "	5 9	9 9	1 6	1 7 4																																																																																																																																																																																																																																		
2, 0 0 0 "	1 2 3	1 2 4	3 4	2 8 1																																																																																																																																																																																																																																		
3, 0 0 0 "	1 6 9	1 6 1	4 2	3 7 2																																																																																																																																																																																																																																		
5, 0 0 0 "	3 0 7	2 4 8	6 4	6 1 9																																																																																																																																																																																																																																		
1 0, 0 0 0 "	4 5 6	3 7 0	1 0 7	9 3 3																																																																																																																																																																																																																																		
1 5, 0 0 0 "	5 8 7	4 9 1	1 5 3	1, 2 3 1																																																																																																																																																																																																																																		
2 0, 0 0 0 "	7 1 5	6 1 2	2 1 1	1, 5 3 8																																																																																																																																																																																																																																		
(2 5, 0 0 0 未満)																																																																																																																																																																																																																																						
室名 有効面積	衛生関係室、水槽室、ボ イラー室、監視室、エレ ベーター機械室、空調機 械室は、温風暖房の場合 に同じ。	冷凍機室	受水槽室 排 煙 機 械 室	合 計																																																																																																																																																																																																																																		
※ 5 0 0 以上	1 1 5	1 1 7		2 3 2																																																																																																																																																																																																																																		
※ 1, 0 0 0 "	1 5 8	1 3 7	1 6	3 1 1																																																																																																																																																																																																																																		
2, 0 0 0 "	2 4 7	1 5 5	3 4	4 3 6																																																																																																																																																																																																																																		
3, 0 0 0 "	3 3 0	1 7 5	4 2	5 4 7																																																																																																																																																																																																																																		
5, 0 0 0 "	5 5 5	2 1 2	6 4	8 3 1																																																																																																																																																																																																																																		
1 0, 0 0 0 "	8 2 6	2 4 9	1 0 7	1, 1 8 2																																																																																																																																																																																																																																		
1 5, 0 0 0 "	1, 0 7 8	2 8 8	1 5 3	1, 5 1 9																																																																																																																																																																																																																																		
2 0, 0 0 0 "	1, 3 2 7	3 2 7	2 1 1	1, 8 6 5																																																																																																																																																																																																																																		
(2 5, 0 0 0 未満)																																																																																																																																																																																																																																						

区 分	室 名	摘 要																																																																																	
	電 気 室	e) 冷暖房の場合（小規模庁舎） (単位：㎡) <table><tr><th>室名 有効面積</th><th>衛生関係室 及び熱風炉 機 械 室</th><th>冷 凍 及 び 空 調 機 械 室 (パッケージ型)</th><th>受水槽室 排 煙 機 械 室</th><th>合 計</th></tr><tr><td>250程度</td><td>25</td><td>50</td><td></td><td>75</td></tr><tr><td>500以上</td><td>40</td><td>81</td><td></td><td>121</td></tr><tr><td>1,000以上</td><td>61</td><td>99</td><td>16</td><td>176</td></tr></table>	室名 有効面積	衛生関係室 及び熱風炉 機 械 室	冷 凍 及 び 空 調 機 械 室 (パッケージ型)	受水槽室 排 煙 機 械 室	合 計	250程度	25	50		75	500以上	40	81		121	1,000以上	61	99	16	176																																																													
		室名 有効面積	衛生関係室 及び熱風炉 機 械 室	冷 凍 及 び 空 調 機 械 室 (パッケージ型)	受水槽室 排 煙 機 械 室	合 計																																																																													
		250程度	25	50		75																																																																													
		500以上	40	81		121																																																																													
1,000以上	61	99	16	176																																																																															
自家発電機室	<table><tr><th rowspan="2">暖房方式 有効面積</th><th colspan="2">直接暖房、熱風 炉温風暖房の場 合</th><th rowspan="2">温 風 暖 房 の 場 合</th><th colspan="2">冷暖房の場合</th></tr><tr><th>手 動 操 作</th><th>電 磁 式 操 作</th><th>高 圧 受 電</th><th>特 高 受 電</th></tr><tr><td>200以上</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>500 "</td><td>17</td><td></td><td>28</td><td>45</td><td></td></tr><tr><td>1,000 "</td><td>26</td><td></td><td>39</td><td>61</td><td></td></tr><tr><td>2,000 "</td><td>36</td><td></td><td>52</td><td>78</td><td></td></tr><tr><td>3,000 "</td><td>42</td><td>56</td><td>65</td><td>96</td><td></td></tr><tr><td>5,000 "</td><td>53</td><td>77</td><td>88</td><td>131</td><td>184</td></tr><tr><td>10,000 "</td><td></td><td>99</td><td>114</td><td>168</td><td>234</td></tr><tr><td>15,000 "</td><td></td><td>117</td><td>134</td><td></td><td>275</td></tr><tr><td>20,000 "</td><td></td><td>133</td><td>153</td><td></td><td>315</td></tr><tr><td>(25,000未満)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (単位：㎡) <table><tr><th>有効面積</th><th>所要面積</th></tr><tr><td>5,000以上</td><td>29</td></tr><tr><td>10,000 "</td><td>44</td></tr><tr><td>15,000 "</td><td>56</td></tr><tr><td>20,000 "</td><td>68</td></tr><tr><td>(25,000未満)</td><td></td></tr></table>	暖房方式 有効面積	直接暖房、熱風 炉温風暖房の場 合		温 風 暖 房 の 場 合	冷暖房の場合		手 動 操 作	電 磁 式 操 作	高 圧 受 電	特 高 受 電	200以上						500 "	17		28	45		1,000 "	26		39	61		2,000 "	36		52	78		3,000 "	42	56	65	96		5,000 "	53	77	88	131	184	10,000 "		99	114	168	234	15,000 "		117	134		275	20,000 "		133	153		315	(25,000未満)						有効面積	所要面積	5,000以上	29	10,000 "	44	15,000 "	56	20,000 "	68	(25,000未満)	
	暖房方式 有効面積		直接暖房、熱風 炉温風暖房の場 合			温 風 暖 房 の 場 合	冷暖房の場合																																																																												
		手 動 操 作	電 磁 式 操 作	高 圧 受 電	特 高 受 電																																																																														
	200以上																																																																																		
500 "	17		28	45																																																																															
1,000 "	26		39	61																																																																															
2,000 "	36		52	78																																																																															
3,000 "	42	56	65	96																																																																															
5,000 "	53	77	88	131	184																																																																														
10,000 "		99	114	168	234																																																																														
15,000 "		117	134		275																																																																														
20,000 "		133	153		315																																																																														
(25,000未満)																																																																																			
有効面積	所要面積																																																																																		
5,000以上	29																																																																																		
10,000 "	44																																																																																		
15,000 "	56																																																																																		
20,000 "	68																																																																																		
(25,000未満)																																																																																			
5. 交通部分	玄関、広間、廊下、階段室等	耐火造庁舎は、上記各室面積合計（別棟のものを除く。）の35%、木造庁舎は、30%とする。 ただし、必要に応じて40%まで認める。 渡り廊下は、実状に応じて計上する。																																																																																	
6. 車 庫	自 動 車 置 場	大型車（トラック4トン積程度）1台につき20平方メートル（6坪）、中型車（乗用車）1台につき18平方メートル（5.5坪）、小型車1台につき13.2平方メートル（4坪）とする。 （注）特殊な車輛については、実状に応じて算出する。																																																																																	
	運 転 手 詰 所	1.65平方メートル（0.5坪）×（人数）を標準とする。																																																																																	
		<table><tr><th>摘 要</th></tr><tr><td>新聞記者室、印刷製本室、公衆室、休憩室、待合室、その他の室が必要な場合は、実状に応じてその面積を算定して、有効面積に加算する。</td></tr></table>	摘 要	新聞記者室、印刷製本室、公衆室、休憩室、待合室、その他の室が必要な場合は、実状に応じてその面積を算定して、有効面積に加算する。																																																																															
摘 要																																																																																			
新聞記者室、印刷製本室、公衆室、休憩室、待合室、その他の室が必要な場合は、実状に応じてその面積を算定して、有効面積に加算する。																																																																																			

ii . 国家公務員宿舎算定基準

国家公務員宿舎面積算定基準

(単位：平方メートル／戸)

規格	専用面積	共用部分等面積	
		階段室型	片廊下型
a	20未満	9	8
	20以上25未満	9	9
b	36以上45未満	10	13
	45以上55未満	11	13
c	55以上60未満	11	14
	60以上65未満	11	15
	65以上70未満	11	16
d	70以上80未満	12	17
e	80以上90未満	13	19
単 b	25以上36未満	10	12

- (注) 1. 単 b：単身者向宿舎
2. 1戸当たり面積は、専用面積と共用部分等面積の合計とする。
3. 共用部分等は、ベランダ、階段、廊下、ホール等からなる。なお、共用部分等面積は、ベランダ及び片廊下の面積については1/2 を算入している。
4. 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号に規定する地域及び同条第2号に規定する区域における宿舎については、専用面積に1戸当たり7平方メートルを加算する。
5. 独立した専用物置は、積雪寒冷地域について1戸当たり世帯用宿舎の場合2平方メートル、独身・単身者向宿舎の場合1平方メートルとする。
6. 自転車置場は、1台当たり2平方メートルとする。
7. この基準は、標準的な共同宿舎を対象としたものである。

Ⅲ. 加算面積対象施設一覧表

【別表 3 加算面積対象施設一覧表】

積上区分	特殊施設等の内容	施設調査単位番号
1	博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 29 条の規定に基づき、博物館に相当する施設として指定された部分。	
2	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 3 章の各規定に基づく有形文化財（重要文化財及び登録有形文化財）として指定・登録された建物。または、地方自治体の文化財保護条例により有形文化財として指定された建物。	
3	大学教育・研究施設（学部・大学院，附置研究所，その他の教育研究施設（学則に規定されたものに限る）のうち，1 か所 100 m²以上の下記の特設施設。 なお，主室と密接な関係にある附属室（附属実験室，測定室，準備室等），当該施設専用の共用室（受付，便所，更衣室，事務室，機材倉庫等）及び当該施設と密接な関係にある通路等を含む。 (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）に規制される施設 (2) 情報処理関係施設のうち大型情報機器設置室 (3) 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に規制される施設 (4) 風洞実験施設 (5) 大型実験水槽施設 (6) 水理・水力実験施設 (7) 超高圧実験施設 (8) 超低温実験施設 (9) 中央電子顕微鏡施設 (10) 温室・ガラス室 (11) 音響実験施設 (12) 大型構造物実験施設 (13) 大型設備機器導入に伴う実験施設 (14) 動物実験施設（定数による基準面積を除く） (15) 農場・演習林施設（定数による基準面積を除く） (16) 臨海・臨湖実験施設（定数による基準面積を除く） (17) 産学連携施設（定数による基準面積を除く） (18) 家畜病院施設（定数による基準面積を除く） (19) 薬用植物園施設（定数による基準面積を除く） (20) 飼育場・牧場・養殖施設（定数による基準面積を除く） (21) 地震観測施設及び天文・地学等観測施設 (22) 屋内プール (23) その他上記に類する特殊施設 (24) 学部・大学院管理部（定数による基準面積以外のもので，団地が分散している等，必要性が明確なもの） (25) 若手研究者等の研究スペース（平成 23 年度以降，施設整備費補助金で採択された事業分に限る）	1010～3999 6700～6799（6798 を除く） 8010，8510 （R I 施設，加速器施設） （原子炉）

積上区分	特殊施設等の内容	施設調査単位番号
4	大学体育施設のうち、下記の特殊施設。 (1) 大学屋内運動場及び屋外運動場附属施設 (体育に関する学部又は学科を設置する場合に限る) (2) 大学屋内運動場 ((1)以外、かつ定数による基準面積以外の もので、団地が分散している等、必要性が明確なもの) (3) 屋外運動場附属施設	6210, 6220
5	大学宿泊施設のうち、下記の特殊施設。 (1) 職員宿舎 (定数による基準面積を除く) (2) 学生寄宿舍等 (定数による基準面積以外のもので、団地が 分散している等、必要性が明確なもの)	0000
6	附属学校のうち、下記の特殊施設。 (1) 農業、水産、工業、商業、家庭、看護、情報、若しくは福 祉に関する旧附属職業高校校舎 (定数による基準面積を除 く) (2) 屋外運動場附属施設 (3) 附属学校の附帯施設	5020 5035, 5125, 5225, 5433, 5525, 5625 5040, 5130, 5230, 5435, 5530, 5630
7	附属病院のうち、1 か所 100 m ² 以上の下記の特殊施設。 (1) 特殊診療施設 (2) ICU 施設 (承認ベッド内の ICU 病室は除く) (3) CCU 施設 (承認ベッド内の CCU 病室は除く) (4) RI 診療施設 (承認ベッド内の RI 病室は除く) (5) 高エネルギー治療施設 (リニアック治療室, コバルト 60 治 療室, ベータトロン室) (6) MRI-CT 施設 (7) 医用サイクロトロン施設 (8) ヒューマンカウンター施設 (9) 高圧酸素・高気圧施設 (10) 人工透析施設 (11) 電算機施設 (12) 中央カルテ室 (13) 動物実験施設 (14) その他上記に類する特殊施設	4010, 4210, 4310
8	大学管理施設等 (大学図書館, 大学支援施設を含む) のうち、 下記の特殊施設。 (1) 事務局庁舎 (定数による基準面積を除く) (2) 一般管理施設 (3) 教職員施設 (4) 大学ホール (5) 大学図書館, 大学支援施設 (定数による基準面積以外のも ので、団地が分散している等、必要性が明確なもの)	6010 6015 6020 6030 6320

積上区分	特殊施設等の内容	施設調査単位番号
9	大学設備室等のうち、下記の特殊施設。 (1) 渡り廊下 (2) 設備室	6810～6960 8810, 8910
10	総合研究大学院大学の施設（定数による基準面積を除く）	
11	短期大学の施設（定数による基準面積を除く）	
12	大学共同利用機関法人の施設（定数による基準面積を除く）	
13	高等専門学校のうち、下記の特殊施設。 (1) 高等専門学校校舎のうち、「3 大学教育・研究施設」の特殊施設と同等の施設 (2) 高専管理部（定数による基準面積を除く） (3) 一般管理施設 (4) 屋外運動場附属施設 (5) 職員宿舎（定数による基準面積を除く） (6) 渡り廊下 (7) 設備室 (8) その他（高専校舎，図書館，屋内運動場，福利厚生施設等で，団地が分散している等，必要性が明確なもの）	7010～7030, 7610, 7710 7110 7120 7320 0000 7810 7910
14	大学改革支援・学位授与機構の施設（定数による基準面積を除く）	

〈参考 1〉標準の面積

次の施設については、下表を標準の面積（積み上げ目標値）とする。

なお、標準の面積には、専用の設備室面積が含まれている。

01
大学教育・研究施設

面積区分	標準の面積(m ²)	備考																																													
	①RI 実験室 19X+260 m ² X≧20 の場合 26X+130 m ² X<20 〃 X : RI 施設利用講座数 (下記学部の全講座数に下記の RI 利用率を乗じた値) <table><tr><th>学部</th><th>利用率</th><th>学部</th><th>利用率</th></tr><tr><td>医</td><td>0.80</td><td>農</td><td>0.15</td></tr><tr><td>歯</td><td>0.60</td><td>理</td><td>0.10</td></tr><tr><td>薬</td><td>0.30</td><td>工</td><td>0.08</td></tr></table> ※上記以外は RI 登録者数を 4 で除した値を X とする。	学部	利用率	学部	利用率	医	0.80	農	0.15	歯	0.60	理	0.10	薬	0.30	工	0.08	ア. 全講座数に利用率を乗じた結果、端数が生じた場合は、小数点第 1 位を四捨五入する。 イ. RI 登録者数は、教官のみを扱う。																													
	学部	利用率	学部	利用率																																											
	医	0.80	農	0.15																																											
	歯	0.60	理	0.10																																											
	薬	0.30	工	0.08																																											
	②動物実験施設 <table><tr><th>区 分</th><th>面 積</th></tr><tr><td>新 医 大</td><td>2,700</td></tr><tr><td>医学部のある大学</td><td>4,200</td></tr><tr><td>医学部のある大規模大学</td><td>6,300</td></tr></table>	区 分	面 積	新 医 大	2,700	医学部のある大学	4,200	医学部のある大規模大学	6,300																																						
	区 分	面 積																																													
	新 医 大	2,700																																													
	医学部のある大学	4,200																																													
	医学部のある大規模大学	6,300																																													
③農場、演習林、臨湖・臨海実験所、水産実験所 研究実験棟 93T ₁ +74T ₂ +9P+585 m ²	T ₁ =教授、准教授の定員 T ₂ =助教及び助手の定員 P = 主たる利用学科の入学定員																																														
④学内の共同教育研究施設 <table><tr><th>区 分</th><th>面 積</th></tr><tr><td>・ 遺伝子実験施設</td><td>1,500</td></tr><tr><td>・ 共同研究センター</td><td>2,000</td></tr><tr><td>・ 機器分析センター</td><td>1,100</td></tr><tr><td>・ 留学生センター</td><td>1,030</td></tr><tr><td>(留学生数 400 人超の場合)</td><td>1,510</td></tr><tr><td>・ 総合情報処理センター</td><td>2,300</td></tr><tr><td>・ 情報処理教育センター</td><td>1.0P+420</td></tr><tr><td>・ 電算機施設</td><td>0.85P+420</td></tr></table> ※上記面積には、定数による基準面積・事務スペース等を含む。 P : 換算人員 (下記学部の入学定員に下記の換算係数を乗じた値の計) <table><tr><th>学部</th><th>利用率</th><th>学部</th><th>利用率</th></tr><tr><td>文</td><td>0.12</td><td>農</td><td>0.40</td></tr><tr><td>法</td><td>0.10</td><td>医</td><td>0.30</td></tr><tr><td>経</td><td>0.44</td><td>歯</td><td>0.30</td></tr><tr><td>商</td><td>0.44</td><td>薬</td><td>0.30</td></tr><tr><td>理</td><td>0.72</td><td>水</td><td>0.30</td></tr><tr><td>工</td><td>1.00</td><td>教</td><td>0.14</td></tr></table>	区 分	面 積	・ 遺伝子実験施設	1,500	・ 共同研究センター	2,000	・ 機器分析センター	1,100	・ 留学生センター	1,030	(留学生数 400 人超の場合)	1,510	・ 総合情報処理センター	2,300	・ 情報処理教育センター	1.0P+420	・ 電算機施設	0.85P+420	学部	利用率	学部	利用率	文	0.12	農	0.40	法	0.10	医	0.30	経	0.44	歯	0.30	商	0.44	薬	0.30	理	0.72	水	0.30	工	1.00	教	0.14	ア. 面積は、大学全体で算出する。 イ. 各学部の入定に換算係数を乗じた結果、端数が生じた場合は、小数点第 2 位を四捨五入する。 ウ. 面積に端数が生じた場合は、小数点第 1 位を四捨五入する。
区 分	面 積																																														
・ 遺伝子実験施設	1,500																																														
・ 共同研究センター	2,000																																														
・ 機器分析センター	1,100																																														
・ 留学生センター	1,030																																														
(留学生数 400 人超の場合)	1,510																																														
・ 総合情報処理センター	2,300																																														
・ 情報処理教育センター	1.0P+420																																														
・ 電算機施設	0.85P+420																																														
学部	利用率	学部	利用率																																												
文	0.12	農	0.40																																												
法	0.10	医	0.30																																												
経	0.44	歯	0.30																																												
商	0.44	薬	0.30																																												
理	0.72	水	0.30																																												
工	1.00	教	0.14																																												

面積区分	標準の面積(㎡)	備考																		
04 大 学 支 援 施 設	①非常勤講師宿泊施設 <table><tr><th>区分</th><th>面積</th><th>宿泊定員</th><th>備 考</th></tr><tr><td>A</td><td>740</td><td>20</td><td>立地条件が悪く標準の宿泊定員では対応できない場合</td></tr><tr><td>B</td><td>580</td><td>15</td><td>標準</td></tr><tr><td>C</td><td>420</td><td>10</td><td>立地条件がよく標準の宿泊定員を要しない場合</td></tr></table>	区分	面積	宿泊定員	備 考	A	740	20	立地条件が悪く標準の宿泊定員では対応できない場合	B	580	15	標準	C	420	10	立地条件がよく標準の宿泊定員を要しない場合	ア．立地条件とは、交通の便、降雪量、気象条件などをいう。		
区分	面積	宿泊定員	備 考																	
A	740	20	立地条件が悪く標準の宿泊定員では対応できない場合																	
B	580	15	標準																	
C	420	10	立地条件がよく標準の宿泊定員を要しない場合																	
06 附 属 学 校	①附属高校，附属中学校，附属小学校附帯施設 学校施設を地域開放するための施設の面積 <table><tr><th>区 分</th><th>面 積</th></tr><tr><td>・校舎の開放</td><td>150</td></tr><tr><td>・屋外運動場の開放 (武道場を除く)</td><td>200</td></tr><tr><td>・武道場</td><td>100</td></tr></table> ②附属高校，附属中学校附帯施設 宿泊研修を実施する場合の面積 <table><tr><th>区 分</th><th>面 積</th></tr><tr><td>・セミナーハウス</td><td>660</td></tr></table> ③附属中学校，附属小学校屋外運動場附属施設 部室を整備する場合の面積 <table><tr><th>区 分</th><th>面 積</th></tr><tr><td>・中学校</td><td>350</td></tr><tr><td>・小学校</td><td>200</td></tr></table>	区 分	面 積	・校舎の開放	150	・屋外運動場の開放 (武道場を除く)	200	・武道場	100	区 分	面 積	・セミナーハウス	660	区 分	面 積	・中学校	350	・小学校	200	ア．地域開放については、施設の運営・利用規程が作成されていること。
区 分	面 積																			
・校舎の開放	150																			
・屋外運動場の開放 (武道場を除く)	200																			
・武道場	100																			
区 分	面 積																			
・セミナーハウス	660																			
区 分	面 積																			
・中学校	350																			
・小学校	200																			
09 大 学 設 備 室 等 26 共同利用機関設備室等 37 高 専 設 備 室 等	①設備室 医学部（臨床），歯学部（臨床）及び附属病院は8%，その他は4%を目安として積み上げにより算出する。																			

〈参考 2〉文系・理系の区分

大学学部・大学院

組 織	教育・研究分野
文 系	文学，法学，法文学，経済学，商学，経営学，観光学，人文学，社会学，教員養成を主としない教育学，文教育学，外国語学，図書館情報学，法経学，行政社会学，国際文化学，社会情報学，国際学等
理 系	理学，農学，水産学，畜産学，生物生産学，獣医学，園芸学，生活科学・生活環境学，生物資源学，生物資源科学，農学生命学，工学，基礎工学，理工学，工学資源学，工芸学，芸術工学，電気通信学，商船学，繊維学，情報工学，生命理工学，環境理工学，システム工学，総合理工学，医学，歯学，薬学，看護学，美術学，音楽学等
その他の 学部・大学院等	体育学，人間科学，総合科学，総合人間学，教養学，人文社会科学，発達科学，地域科学，文化教育学，情報学，情報文化学，教育文化学，教育地域科学，教育人間科学，教育福祉科学，環境科学，教員養成を主とした教育学，学校教育学等 ※1

※1 その他の学部・大学院等における文系，理系の区分について，研究内容や経歴，専攻やカリキュラム内容等により判断し，当該資料を保存しておく。

大学附置研究所・附属研究施設等

記 号	研 究 分 野
Pn1	数学，論理物理学，統計学，考古学的研究
Pn2	Pn1 以外の理学，医学，農学的研究
Pn3	工学的研究
Pn4	Pn1 以外の人文，社会学系研究

※2 Pn1～Pn4 の区分について，研究内容や経歴等により判断し，当該資料を保存しておく。